


資料

1. 「健康都市」への取り組みの経過

平成15年		「健康づくりのまちづくり」を市の最重点施策の一つに位置づける
平成16年	2月	WHO西太平洋地域の「健康都市連合」へ加盟申請
	6月	WHO西太平洋地域の「健康都市連合」の設立メンバーとして加盟承認される
	8月	「健康都市宣言」を行い、「尾張旭市健康の日」（4月29日）を制定
	10月	マレーシアのクチン市で開催された「第1回WHO西太平洋地域健康都市連合設立総会」に出席
平成17年	2月	「尾張旭市健康都市プログラム」（本論編）を策定
	4月	市役所秘書広報課に「健康都市推進室」を新設
		「健康都市連合日本支部」設立、本市が監事となる
		庁内に尾張旭市健康都市推進本部を設置
	「尾張旭市健康都市プログラム」（各論編）の策定に着手	
	「尾張旭市健康の日」（4月29日）に「第1回あさひ健康フェスタ」を開催	
		◆ 健康グリーンウォーキング大会
		◆ 健康まつり
	5月	第1回尾張旭市健康都市推進本部会議
	6月	健康都市宣言1周年記念「みんなの健康宣言」を募集
第1回尾張旭市健康都市推進委員会		
7月	千葉県市川市で開催された「健康都市連合日本支部第1回総会及び大会」に参加	
8月	健康都市宣言1周年記念「みんなの健康宣言」を紹介	
	健康都市宣言1周年記念「みんなのラジオ体操会」を実施	
	広報「尾張あさひ」8月1日号から「目指せ健康都市！」コーナーの連載を開始	

- 平成17年
- 8月 第2回尾張旭市健康都市推進委員会
第2回尾張旭市健康都市推進本部会議
第1回「健康都市に関する懇談会」
- 10月 第2回「健康都市に関する懇談会」
市民祭において「大声大会」“愛  健康を叫ぼう”を開催
第3回尾張旭市健康都市推進委員会
- 11月 第3回「健康都市に関する懇談会」
第3回尾張旭市健康都市推進本部会議
- 12月 「尾張旭市健康都市プログラム」を策定

2. 健康都市に関する懇談会開催要綱

健康都市に関する懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 すべての市民がいつまでも健康で、安心して生活ができる健康都市を目指して実施する施策を推進することを目的として、健康都市に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議、検討を行う。

- (1) 健康都市に係る施策の推進に関すること。
- (2) 健康増進活動についての情報交換に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等から推薦を受けた者

2 懇談会は、構成員の中から、座長を依頼する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を代理する。

4 懇談会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、企画部秘書広報課健康都市推進室において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、懇談会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

健康都市に関する懇談会構成員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属
◎ 伊 藤 雅 一	名 古 屋 産 業 大 学
緒 方 佐 代 子	尾 張 旭 市 商 工 会
○ 下 岡 博	尾 張 旭 市 自 治 連 合 協 議 会
鈴 木 滝 男	尾 張 旭 市 社 会 福 祉 協 議 会
樋 口 み よ 志	J A あ い ち 尾 東
堀 祐 子	尾 張 旭 市 地 域 活 動 連 絡 協 議 会
前 野 敏	尾 張 旭 市 シ ニ ア ク ラ ブ 連 合 会
屋 田 利 雄	尾 張 旭 市 体 育 指 導 委 員 会
横 井 洋 子	尾 張 旭 市 健 康 づ く り 推 進 員 会
若 林 千 津	養 護 教 諭 部 会

◎座長 ○職務代理者

3. 尾張旭市健康都市推進本部設置要綱

尾張旭市健康都市推進本部設置要綱

(設置)

第1条 尾張旭市が積極的に推進する健康都市に関する施策を、全庁挙げて総合的に展開するため、尾張旭市健康都市推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 健康都市に係る施策の総合的な企画、調整、プログラムの策定及び推進に関すること。
- (2) 健康都市に係る各種調査、研究及び啓発に関すること。
- (3) その他健康都市の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、会務を総理する。

- 2 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する本部員が、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 推進本部に、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、健康都市推進のための施策方針及び必要な事項等を協議・決定する。
- 3 本部会議は、本部長及び本部員をもって構成する。
- 4 本部会議は、本部長が召集する。

(推進委員会)

第6条 推進本部に推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 推進委員会は、委員長が召集し、健康都市に関する施策の企画、調査、研究及び啓発等に関する事項について協議し、これを本部会議に報告する。また、本部会議が決定した施策の推進に関し、必要な事項を処理する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、企画部秘書広報課健康都市推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月21日から施行する。

別表 1

【推進本部員】

(区 分)	(職 名)	(氏 名)
本 部 長	市 長	谷 口 幸 治
本 部 員	助 役	若 杉 致 由
〃	収 入 役	谷 口 紀 樹
〃	教 育 長	和 田 浩 志
〃	企 画 部 長	加 藤 和 人
〃	総 務 部 長	日 比 野 美 次
〃	市 民 部 長	竹 内 進
〃	福 祉 部 長	大 嶋 幹 男
〃	経 済 環 境 部 長	大 谷 口 惠 広
〃	建 設 部 長	大 橋 邦 弘
〃	水 道 部 長	大 若 杉 美 由
〃	消 防 長	朝 見 孝 雄
〃	教 育 部 長	加 藤 紘 司
〃	議 会 事 務 局 長	稻 垣 努
〃	監 査 委 員 事 務 局 長	水 野 柳 一
〃	尾 張 旭 市 長 久 手 町 衛 生 組 合 事 務 長	山 崎 重 則
〃	尾 張 旭 市 社 会 福 祉 協 議 会 事 務 局 長	尾 関 健 二

別表 2

【推進委員会委員】

(区 分)	(職 名)	(氏 名)
委 員 長	福 祉 課 長	堀 部 茂 樹
委 員	企 画 課 長 補 佐	長 江 均
〃	行 政 課 長 補 佐	加 藤 雄 二
〃	生 活 課 長 補 佐	大 脇 伸 雄
〃	長 寿 課 長 補 佐	大 若 杉 英 明
〃	健 康 課 長 補 佐	吉 田 和 仁
〃	産 業 課 長 補 佐	吉 轟 尚 伴
〃	環 境 課 副 主 幹	梅 本 宣 孝
〃	土 木 課 長 補 佐	梅 本 精 一
〃	都 市 計 画 課 長 補 佐	林 秀 和
〃	下 水 道 課 長 補 佐	酒 井 清 隆
〃	学 校 教 育 課 係 長	河 村 晋
〃	体 育 課 係 長	庭 野 正 行

アドバイザー

東京医科歯科大学助教授

中 村 桂 子

4. 用語解説

あ

イルミネーション (P31)

電球、発光ダイオードなどにより淡い光の光源を集め、風景、人物などをかたどり、夜間における風景などを作り出す装飾のこと。電飾。

エコ・ガーデンシティ (P8・49)

環境に配慮し、緑あふれるまちをイメージしたもの。

エコ・クリーンウォーキング (P45)

環境に配慮し、ごみ拾いなどを併せて行うウォーキングをイメージしたもの。

エコライフ (P49)

環境に配慮した生活をイメージしたもの。

NPO (P27)

Nonprofit Organization または Not-for-profit Organization の略。日本では主に「民間非営利組織(団体)」と訳されている。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。

延長保育 (P20)

長時間保育の規定時間をさらに延長して実施している保育。

温泉利用プログラム型健康増進制度 (P46)

これまでの温泉利用型健康増進施設の認定基準のうち特に設備要件、指導者に関する要件を緩和し、国民が手軽でかつ気楽に利用できる温泉健康づくり施設を全国に幅広く普及し、「健康日本21」が目指す健康づくり目標の達成を図ることを目的に制定された制度。

か

かかりつけ医 (P12)

日ごろから信頼して相談や診察をしてもらえる医師のこと。

学童クラブ (P18)

市より委託を受け、昼間、保護者のいない小学校低学年児童を、借家等を活用し、放課後児童の育成、指導に対応するサービスを提供するもの。

かけこみ110番の家 (P35)

子ども、女性等の弱者が犯罪の被害に遭いそうになったときに助けを求める緊急避難場所。

家庭版環境ISO (P39・49)

環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001 をもとに、尾張旭市が独自に定めた環境認定制度。各家庭における環境対策への取り組みに対し、その取り組みが計画的に環境に配慮されていることが認められた場合には認定証を交付し、市民全体へ環境への関心を高めるとともに「環境にやさしい生活」を実行する家庭を増やす。

環境マネジメントシステム (P39・49)

企業や自治体などの組織が、経営方針の中に環境方針を採り入れ、その方針に基づいて実行計画を立て、環境に配慮した行動を組織的に取り組むための経営管理(マネジメント)システムのこと。

幹線道路 (P31)

国道や県道のような全国的な道路網を構成する道路や地方の主要地を連絡する道路のこと。

行政評価 (P40)

住民と行政とが協働してまちづくりを進めるために、まちづくりの目標を住民にわかりやすいように設定し、その結果をふまえて次の計画や実施に反映させて、限られた行政資源を有効に活用していく経営管理(マネジメント)の仕組み。

健康あさひ21計画 (P9)

国の「健康日本21」や県の「健康日本あいち21計画」を踏まえ、生活習慣の改善による健康の増進と疾病の予防に重点を置き、尾張旭市が健康を推進していくための具体的な施策を示した計画のこと。

健康増進法 (P9)

健康の増進の総合的な推進に関し、基本的な事項を定め、国民の栄養改善等の健康増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とした法律。

合計特殊出生率 (P17)

15歳から49歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、一人の女性が生涯に産む子どもの数を表す。

交通バリアフリー法 (P25)

高齢者、身体障害者等が自立した日常生活や社会生活ができるように公共交通機関の旅客施設や車両等の構造を改善したり、道路や駅前広場を改善することにより、高齢者、身体障害者等の移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的として平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。

高度医療(制度) (P12)

高度な医療技術と医療設備(ICU[集中治療室]、MRI[磁気共鳴断層撮影装置]、CTスキャン[コンピュータ断層撮影]など)を駆使して行う医療のこと。

コミュニティ活動 (P27・28)

「コミュニティ」とは一定の地区に居住し、共属感情を持つ人々の集団や地域社会、共同体のこと。ここでいう「コミュニティ活動」は、町内会や自治会活動などのほか、ボランティア・NPO活動を含む。

さ

資源循環型社会 (P36)

廃棄物発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、天然資源の消費が抑制され、環境に与える負荷ができるだけ低減された社会をいう。

自主防災組織 (P34)

地震やその他の災害から生命、財産などを守るため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚や連帯感に基づき、地域の防災活動を行うための自主的な組織のこと。

指定無形民俗文化財 (P14)

文化財保護法に基づき国、県、市が指定する文化財で、古くから伝わる風俗、習慣、民俗芸能や物件のうち、無形のもの。

児童クラブ (P18)

昼間、保護者のいない小学校低学年児童を、児童館を活用し、放課後児童の育成、指導に対応するサービスを提供するもの。

自動車NOx・PM法 (P36)

自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。

ジュニアリーダーズクラブ (P21)

中学1年生から高校3年生までの幅広い年齢層のメンバーで、ゲームやレクリエーションなどを通じて自主性、協調性を身に付け、自己を高めることにより青年リーダーを育てる活動のこと。

生涯学習活動 (P13)

各人が自発的意思に基づいて、必要に応じ、自己に適した手段、方法を自ら選んで生涯のあらゆる場面でを行う学習のこと。

シルバー人材センター (P15・16・23)

労働意欲をもつ高齢者に対して、地域社会の臨時的、短期的な仕事についての情報を提供する組織のこと。

新エネルギー (P39)

現在、エネルギー資源の主力として利用されている石油などの化石燃料や原子力に対し、新規に発見されたり、技術進歩により見直されるようになったエネルギー資源のこと。

スポットガーデン (P29・39・45・49)

地域の環境美化、景観向上を目的とし、市が整備した花壇。その維持管理は、地域住民によるボランティアグループにより行われている。

生活習慣病 (P2・9)

高血圧、糖尿病、脳卒中、がんなど食生活や喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気のこと。

生活道路 (P31)

住民が幹線道路、駅、学校その他公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接な関わりをもつ市町村道レベルの道路のこと。

生活排水クリーン推進員 (P37)

それぞれの地域で、生活排水対策推進の担い手となって、水質保全、生活環境保全のための自主的な活動に取り組む、市長から依頼された市内在住の方。

生活排水対策重点地域 (P36)

県知事が指定する。共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域。

精神保健福祉士 (P16)

精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識や技術をもって、精神障害の医療受診、又は社会復帰促進施設を利用している精神障害者の相談に応じ、援助を行うことを業とする者をいう。

「全国森林浴100選の森」 (P3)

1986年、林野庁と緑の文明学会の主催により全国の森林選考会が行われ、審査の結果100の日本を代表する森林が選ばれた。

総合公園 (P32)

市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当り面積10~50haを標準として配置する。



DV (P16)

夫や恋人など密接な関係にあるもので、主に男性から女性に対して振るわれる身体的、精神的暴力のこと。

体育指導委員 (P11)

住民がスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう普及・振興の活動をする委員のこと。

第四次総合計画 (P4・41)

地方自治法の第2条第4項の規定により策定された尾張旭市の将来ビジョンを描いた行政計画のこと(計画期間：平成16~25年度)。基本構想、基本計画、実施計画で構成されている。

WHO(世界保健機関) (P1)

World Health Organizationの略。健康を基本的人権のひとつととらえ、その達成を目的として設立された国連の専門機関のこと。1948年設立。本部はジュネーブに置かれ、アフリカ、アメリカ、東地中海、ヨーロッパ、南東アジア、西太平洋の6つの事務局をもつ。日本は西太平洋地域(事務局：マニラ)に属している。

地区計画 (P31)

良好な市街地の保全、形成を図るため、地区の特性を生かして、道路、公園などの地区施設や建築物の用途、意匠、敷地などについて総合的な計画を定め、建築行為や開発行為を規制、誘導する制度。

地産地消 (P47)

地域生産地域消費の略称で、地域で生産された農産物や水産物をその地域内で消費すること。

長時間保育 (P20)

入園している児童の保護者の労働時間等を考慮し、尾張旭市立保育所管理規則に規定された保育時間(1日8時間)を延長し、尾張旭市長時間保育実施要綱で保育時間を規定し実施している保育。

低公害車 (P39)

エネルギー使用の合理化に関する法律に基づいて定められた燃費基準の達成車を指し、ハイブリッド車・天然ガス車・電気自動車・メタノール車・ガソリン車のうち「低燃費かつ低排出ガス認定車」等実用段階にあるものを指す。

統合型GIS (P41)

行政の効率化と住民サービスの向上を図ることを目的とし、市内LAN等のネットワーク環境のもとで、地方自治体が利用する地図データのうち、複数部課が利用するデータ(例えば道路、街区、建物、河川等)を共用空間データとして整備し、各課が相互に利用することができる市内横断的なシステム。

湯治 (P46)

温泉地に長期(少なくとも一週間以上の)滞留して特定の疾病の温泉療養を行う行為のこと。

東南海・南海地震防災対策推進地域 (P33)

震度6弱以上、大津波などに対する堤防が不十分などの条件のほか、防災体制整備の観点などを考慮し、防災対策を推進する必要があると指定された地域のこと。21都府県652市町村が指定されている。

な

認知症 (P23)

脳や身体の疾患を原因とした後天的な脳の器質的障害により、正常に発達した脳の知的な働きが低下した状態。

農業振興地域 (P32)

農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的に、「農業振興地域整備法」で定められた地域。

ノーマライゼーション (P25)

社会において、高齢者、身体障害者、知的障害者等を特別な存在として見るのではなく、健常者とともに普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方のこと。

は

ハートビル法 (P25)

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、平成6年に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称。

ハザードマップ (P34)

自然災害による災害の程度や危険度を予測し、地図化したもの。

バリアフリー(化) (P25・26)

高齢者や障害者などに対して、生活していくうえでバリア(障壁、障害、不便)を取り除くこと。

ファミリーサポートセンター (P19・20)

地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。(本市の場合は、子育て支援を目的とした育児の援助を行っている。)設立運営は、市が行う。

福祉医療費 (P12)

老人、乳幼児、障害者、母子家庭等の社会的、経済的に弱い立場にある人の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、医療保険の自己負担分や老人保健法の一部負担金の全部または一部を助成するための費用のこと。

普通救命講習 (P34)

突然ケガや病気で倒れた人に対して行う応急手当の方法を習得することを目的とし、応急手当のうち、特に生命を救うために最低限必要な心肺蘇生法と止血法を学ぶ講習。

ブックスタート (P20)

本(絵本)を通じて赤ちゃんや保護者が楽しいひとときを分かち合うことを応援する運動のことで、本市では、乳幼児健診時に赤ちゃんや保護者に絵本をプレゼントし、趣旨の理解を深めるためにボランティアが絵本による語りかけの実践を行っている。

フラワーアレンジメント (P14)

生け花のこと。特に、洋風に装飾として飾られる生け花をさすことが多い。

平常保育 (P20)

尾張旭市立保育所管理規則に規定された保育時間(1日8時間)のうち、家庭の状況を考慮して、午前8時から午後4時までを保育時間として実施している保育。

防犯灯 (P35)

夜間の犯罪防止のため電柱等に設置された照明灯。

保存樹 (P38)

寺社内や屋敷林等、地域で親しまれ大切にされている貴重な大木や古木など、市民の身近な緑の保護・保全を図るため、市が一定基準に基づき指定した樹木。

や

ユニバーサルデザイン (P25・26)

空間づくりや商品のデザインなどに関し、だれもが利用しやすいデザインを初めから取り入れて考えること。

要介護（者）（P16・23）

身体上または精神上の障害があるために、原則として6か月程度にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態のこと（者）。



ライフスタイル（P49）

暮らしぶり。習慣などを含む生活様式。

リーディングプラン（P8・42）

「健康都市」の実現を先導するとともに、これを呼びかける事業をイメージしたもの。

リサイクル（P36・37・38）

廃棄物など捨てればごみとして処理されてしまうものを資源として見直し、再利用すること。

リユース（P37）

使用済み製品を回収し、製品や部品に適切な処置を加えることで製品・部品として再利用を図ること。

リラクゼーション（P45）

心身ともにストレスがまったくない状態のことをいう。